

食品と放射性物質

平成23年11月11日

松山市保健所 生活衛生課

食品の暫定規制値

- 平成23年3月17日付け厚生労働省通知
「放射能汚染された食品の取扱いについて」
- 原子力安全委員会が示した指標値を「**暫定
規制値**」とし、これを上回る食品については、
食品衛生法第6条第2号違反として流通が禁
止されている。

食品の暫定規制値

核種	食品	暫定規制値 (Bq/kg)
放射性ヨウ素	飲料水、牛乳・乳製品(注)	300
	野菜類(根菜、芋類を除く)、魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水、牛乳・乳製品	200
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	500
ウラン	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・乳製品	20
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	100
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	乳幼児用食品、飲料水、牛乳・乳製品	1
	野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	10

(注) 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

規制の流れ

- 産地の自治体が検査を実施し、規制値を超過した食品については出荷を停止させる。
- 規制値を超過した食品が地域的な広がりをもって発見された場合、原子力災害対策特別措置法に基づく**出荷制限**や**摂取制限**がかけられる。

出荷制限(11月7日現在)

- ・ 原乳 福島県の一部地域
- ・ 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) 福島県の一部地域
- ・ 結球性葉菜類(キャベツ等) 福島県の一部地域
- ・ アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー等) 福島県の一部地域
- ・ カブ 福島県の一部地域
- ・ 原木シイタケ(露地栽培) 福島県の一部地域、茨城県の一部地域、栃木県の一部地域、千葉県の一部地域
- ・ 原木シイタケ(施設栽培) 福島県の一部地域、茨城県の一部地域
- ・ 原木ナメコ(露地栽培) 福島県の一部地域
- ・ キノコ類(野生のものに限る。) 福島県の一部地域
- ・ たけのこ 福島県の一部地域
- ・ くさそてつ(こごみ) 福島県の一部地域
- ・ ウメ 福島県の一部地域
- ・ ユズ 福島県の一部地域
- ・ クリ 福島県の一部地域
- ・ 茶 茨城県の一部地域、栃木県の一部地域、千葉県の一部地域、神奈川県の一部地域、群馬県の一部地域
- ・ 牛肉 福島県の全域、栃木県の全域、宮城県の全域、岩手県の全域
(ただし、各県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
- ・ イカナゴの稚魚 福島県の全域
- ・ ヤマメ(養殖を除く。) 福島県の一部水域
- ・ ウグイ 福島県の一部水域
- ・ アユ(養殖を除く。) 福島県の一部水域

摂取制限(11月7日現在)

- ・ 非結球性葉菜類:福島県の一部地域
- ・ 結球性葉菜類:福島県の一部地域
- ・ アブラナ科の花蕾類:福島県の一部地域
- ・ 原木シイタケ(露地栽培):福島県の一部地域
- ・ キノコ類(野生のものに限る。):福島県の一部地域
- ・ イカナゴの稚魚:福島県の全域

※出荷だけではなく、規制前の収穫物の摂取や自家消費も制限される。

放射性セシウムが含まれた可能性がある 牛肉に対する、松山市の対応

- 牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、放射性セシウムを含む稲わらを与えられた可能性がある牛の個体識別番号についての情報を厚生労働省ホームページ等で入手し、市内食肉販売業者に情報提供した。
- 11月11日現在、福島県、宮城県など8県産の牛肉が市内65店舗で約850kg販売・使用されていたことが確認された。

暫定規制値を超える放射性セシウムが検 出された牛肉に対する、松山市の対応

- 市内スーパーマーケットで販売された福島県産牛肉について、放射性セシウムを含む稲わらを与えられていた可能性があることが判明。
- 残品を愛媛県原子力センターにて検査したところ、暫定規制値を超える2,400ベクレル/kgの放射性セシウムが検出された。
- この結果を速やかに報道発表し消費者に注意を促すとともに、当該牛を処理したと畜場を管轄する東京都に検査結果を通報した。